

ドイツ（欧州）環境規制調査 望月浩二 <http://www.mochizuki.de>

Eメール：[kmochi3@gmx.net](mailto:kmochi3@gmx.net), 電話：+49-2 21-3 40 41 49

Koji Mochizuki, Martin-Luther-Platz 13, 50677 Köln, GERMANY

## ドイツの新包装政令に関するお知らせ

2008年9月4日

(改定：2008年10月4日、ボックス内の斜体文字の記述を追加)

(改定：2008年10月16日、黄色蛍光ペンでマークした記述を追加)

(改定：2008年11月30日、青色蛍光ペンでマークした記述を追加)

1991年のドイツ包装政令によって誕生した Green Dot による包装リサイクル・システムは現在、22のEU加盟国およびノルウェー、クロアチア、トルコで採用されていますが、今回のドイツ新包装政令はデュアル システムが内包する欠点（システムのライセンス料金を支払わずにシステムを利用するいわゆる無賃乗車者が25%にも達する）を解消すべく、まったく新しい「完全性明言書」というものを導入しました。これが Green Dot のように、他の諸国でも採用されるに至るかどうかが注目されます。デュアルシステムの欠点は他の諸国でも悩ましいテーマですので。この「完全性明言書」について周到な調査の上で、このお知らせを作成しました。

このドイツの新包装政令に対応するためには、新たに導入された「完全性明言書」のために、日本の本社がドイツ販社をサポートするべく包装データベースを提供することが必要となります。そして、ドイツ販社は2008年1月1日から新包装政令 §6 の定めるデータを収集・蓄積する必要があります。つまりバスはもう発車しているのです！貴社の場合に対応は大丈夫でしょうか？※今からならば、間に合います！対応せずにドイツでビジネスすることはドイツ法に対する違反行為（罰則あり）になりますので、ご注意ください。

### ■重要■

この新包装政令が新たに導入する完全性明言書(Vollständigkeitserklärung)に関する規定 (§10)によると、

①ドイツ市場で包装された商品を B2C 流通チェーンの最上流部に上市する者はすべ

て、自分が上市する商品の販売包装の暦年毎の使用量(t/y)を次の包装材質毎に把握すること：

- ・ ガラス(80 t/y)、
- ・ 紙、厚紙、カートン(3 種類合計 50 t/y)、
- ・ プラスチック、ブリキ、アルミ、複合材(4 種類合計 30 t/y)。

②年間の包装使用量が少なくとも上記の一つの種類について上記のカッコ内の閾値を超える場合には、上記の三種類すべてについて、毎年5月1日までに、前暦年に関する完全性明言書を管轄官庁に提出し、これを預け入れること。**その場合には、さらにB2B 領域で上市した販売包装の量に関するデータも併せて申告すること。**

③年間の包装使用量が上記の三種類すべてについて、閾値を超えない場合には、企業は管轄官庁の請求がなければ、なにもする必要がないが、管轄官庁の請求があった場合には、4～6週間以内に前暦年に関する上記の三種類すべてについての完全性明言書を作成し、管轄官庁に提出し、これを預け入れること。

④最初の完全性明言書は、期間 2008 年 4 月 5 日～2008 年 12 月 31 日に関するものを 2009 年 5 月 1 日までに提出のこと。ただし、①に記す閾値は期間 2008 年 1 月 1 日～2008 年 12 月 31 日の使用量(t/y)によって超過の有無を判断のこと。

**⑤ B2B 領域でのみ製品を販売する者は、完全性明言書の規定の対象とはならない。**

■非常に重要■

※すでに 2008 年 1 月 1 日～2008 年 12 月 31 日の販売包装使用量(t/y)のデータが必要。

⇒ ①の閾値の超過の有無の判断のため。

※①の閾値を超えない場合でも、管轄官庁の請求があれば、完全性明言書を作成、提出しなければならないので、データ収集は必要。

※完全性明言書に関する代行サービスが提供されているが、条文にしたがって作成、提出すればよいのでとくにその必要性はないといえる。不明点は管轄官庁に教える義務があるので、それを利用すればよい。

※完全性明言書に関する業務はドイツ現地法人の仕事となるが、日本の本社は包装に関するデータベースを現地法人に提供する必要がある。

※いずれにしても、完全性明言書に関する正確な理解が必須であるが、そのためには今回頒布をご案内する資料、すなわち新包装政令(M-1100)、完全性明言書に関する連邦環境省発表の FAQ(M-1106)ならびに DSD 社プレスリリース(M-1107)のドイツ語原文と日本語訳文を活用されたい。

## ドイツ包装政令

連邦官報 I の第 2379 頁、1998 年 8 月 21 日付告示

ただし、次の最新変更およびそれ以前の変更を訳文に織り込む：

包装政令の変更に関する第 5 次政令、

連邦官報 I の第 531 頁、2008 年 4 月 4 日付告示

変更の重点：無賃乗車者の排除および完全性明言書の導入

変更政令の発効期日：2009 年 1 月 1 日

ドイツの「包装廃棄物の発生回避と活用に関する政令」、略称「包装政令」は初版(M-77)が 1991 年 6 月に告示され、その後、EU 包装指令(1994 年 12 月、M-381)を国内法化するために 1998 年 8 月 21 日付で大改定版(M-637)が告示された。

今回の第 5 次変更は、新しい EU 包装指令をドイツ国内法化するためではなく、ドイツ法の改良を目的とする。その主な眼目は次のとおり：

- ① 個人の最終消費者に到達する包装はすべてデュアルシステムにリサイクル料金を支払う。すなわち、現行政令ではデュアルシステムにリサイクル委託せず、自己処理することが許されており、それがいわゆる無賃乗車者の抜け道になっていたため、自己処理を禁止することにより、抜け道をなくする。なお、現在は、DSD 社だけでなく、複数の企業がデュアルシステムとして競合することに注意すること（以前は DSD 社だけが独占していた）。
- ② 販売包装の廃物処理を明確化することにより①の無賃乗車者排除対策を補完するために、包装を利用して商品を販売する者は、自分が使用した包装の量と行方を記録する義務を負う（完全性明言書の導入）。

ドイツ市場で包装された製品（含む、スペアパーツ、消耗品）あるいは包装材料を上市するすべての企業はこの政令の最新版を遵守しなければならない。なお、EU 包装指令の内容はすべてこのドイツ政令に盛り込まれているが、ドイツ独自の規制も多々含まれるので、注意を要する。

この政令は包装リサイクルに関する法規制としては世界でもっとも古く（1991 年）、また、この政令の成果としてドイツは欧州では包装の分別回収率・リサイクル率で断然トップを行く。今回の訳文は、5 回目の改良を施して名実ともにトップを行くドイツ包装政令の最新の姿を伝える。

有害物質／調剤の容器・包装も対象とする。生分解性のプラスチック材料および再成長原料から直接に製造された包装に関する条項を含む。

納入文書の内訳：

\*独語原文 27 頁 ⇒ 資料番号 M-1100

\*日本語訳文 31 頁 ⇒ 資料番号 M-1100J (今回の変更箇所を明示しない訳文)

\*日本語訳文 37 頁 ⇒ 資料番号 M-1100J-CHG (今回の変更箇所を打消し線と蛍光ペンで明示した訳文)

※ ドイツ包装政令の過去のバージョンの小職訳文：M-77, M-630, M-897, M-988, M-989。...  
1991 年初版のドラフト以来、すべて小職が訳出してきました。

難解箇所は連邦環境省担当官に質問して徹底的に理解してから訳出しています。また貴重な回答は脚注としてお読みいただけます。